

議 第 62 号

平成 30 年 9 月 27 日提出

熊本博物館協議会委員の委嘱について

熊本博物館協議会の委員を別紙のとおり委嘱したいので、議決を求める。

熊本市教育長 遠 藤 洋 路

(提出理由)

博物館法(昭和26年法律第285号)第20条、第21条及び第22条並びに熊本博物館条例(昭和28年条例第61号)第5条の規定により、熊本博物館協議会委員を委嘱するため、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則(昭和27年教委規則第6号)第1条第12号の規定に基づき議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本博物館協議会委員(案)

(旧)

家庭教育	浦田 久美子	熊本市PTA協議会市P担当副会長部会長
------	--------	---------------------

(新)

家庭教育	日高 加寿美	熊本市PTA協議会市P担当副会長部会長
------	--------	---------------------

任 期：平成30年10月1日から2019年（平成31年）7月31日

博物館法(昭和26年12月1日 法律第285号)

第二十条

公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

- 2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第二十一条

博物館協議会の委員は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

(平二〇法五九・平二三法一〇五・一部改正)

第二十二条

博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(昭三一法一六三・昭三四法一五八・平一一法八七・平二三法一〇五・一部改正)

熊本博物館条例(昭和28年11月7日 条例第61号)

第5条

法第20条の規定に基づき、博物館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関として博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会の委員は、15人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。
- 3 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 協議会の委員は、再任されることができる。

(昭34条例15・旧第1条線下・一部改正、昭35条例29・旧第2条線下・昭52条例50・旧第3条線下、平14条例45・平24条例25・一部改正、平30条例23・旧第4条線下・一部改正)

熊本市教育委員会教育長事務委任等規則(昭和27年11月14日 教委規則第6号)

(事務の委任)

第1条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

- (1) 学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。
- (2) 学校その他の教育機関の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 教科内容及びその取扱いの一般方針を定めること。
- (4) 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)に基づく教科用図書の採択に関すること。
- (5) 人事の一般方針を定めること。
- (6) 教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- (7) 学校その他の教育機関の敷地の設定及び変更を決定すること。
- (8) 教育委員会規則の制定又は改廃を行うこと。
- (9) 議会の議決を経るべき議案の原案を決定すること。
- (10) 教育予算の見積りを決定すること。
- (11) 文化財を指定し、又は指定を解除すること。
- (12) 法令又は条例に基づく委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の委員を任命し、又は委嘱すること。
- (13) 校長、教員その他の職員の研修の一般方針を定めること。
- (14) 通学区域を定めること。
- (15) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。